富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
床頭台等設置運営事業者募集要項

令和８年 11 月
富山県厚生部障害福祉課

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター床頭台等設置運営事業者募集要項

１　趣旨

この要項は、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける床頭台等の設置・運営事業者（以下「床頭台等設置運営事業者」といいます。）を公募により選定するため必要な事項を定めるものとします。

２　設置及び運営の対象

床頭台等設置運営事業者が設置及び運営をする対象は、次のとおりとします。

(1) 床頭台システム（床頭台にテレビ、冷蔵庫、セーフティボックス及び課金装置を備えたものをいいます。 以下同じ。）

(2) 洗濯・乾燥機（洗濯機と乾燥機の機能を兼ね備えたものをいいます。以下同じ。）

(3) カード販売機・精算機

３　床頭台等設置運営事業者の選定の方法

床頭台等設置運営事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

４　公募期間

令和８年 11 月 18 日（水）から令和８年 12 月９日（水）まで

５　参加資格

床頭台等設置運営事業者への選定に参加できるのは、次の条件のすべてを満たす法人その他の団体又は個人とします。

(1) 事業実績のある者であること。

病院又は福祉施設において、３年以上床頭台システム及び洗濯・乾燥機の設置及び運営の実績がある者（洗濯・乾燥機については、洗濯機又は乾燥機の実績でも可とします。）

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 国税及び県税の滞納がないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

６　提出書類

床頭台等設置運営事業者の選定に参加しようとする場合は、別紙「富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの床頭台等設置運営事業者の公募に係る条件等」を十分に確認したうえで、次の書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

(1) 参加申込書（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）

(2) 企画提案書（様式第３号）

(3) 参加者の業務（会社）概要（様式第４号）

(4) 添付書類

ア　法人その他の団体の場合

(ｱ) 定款及び法人の登記事項証明書（発行から３か月以内のもので写し可）又はこれらに準ずる書類

(ｲ) 貸借対照表、損益計算書など経営実績が分かるもの（過去３年分）

イ　個人の場合

(ｱ) 住民票（発行から３か月以内のもので写し可）

(ｲ) 所得税確定申告書の写し(所得税青色申告決算書の写しを含む。)(過去３年分)

(5) その他参考となる書類

７　書類作成上の注意

(1) 提出書類の規格は、Ａ４判とします。

(2) 企画提案書（様式第３号）は、分かり易く簡潔に記載してください。

(3) パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限のものとしてください。

８　提出方法

電子メールによる。※電子メール送信後、電話により到達を確認してください。

９　提出先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1-7
富山県厚生部障害福祉課管理係
TEL：076-444-3211（直通）　　FAX：076-444-3494
E-mail: ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp

10　提出方法及び期限

令和８年 12 月９日（水）17 時（必着）

11　現場説明会等の開催

現場説明会等は、開催しません。質問がある場合は、12 により質問書を提出してください。

12　質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第５号）を次のとおり提出してください。
なお、口頭による質問は、受け付けません。

(1) 提出方法
　電子メールによる。※電子メール送信後、電話により到達を確認してください。

(2) 提出先
　９に同じ。

(3) 提出期間
　令和８年 11 月 18 日（水）から令和８年 11 月 25 日（水）まで

(4) 回答
　令和８年 12 月２日（水）までに、県障害福祉課のホームページに掲載して行います。

13　その他留意事項

(1) 参加申込書の提出後は、申込内容の変更、再申込又は差替えを認めません。
(2) 提出された書類については、床頭台等設置運営事業者の選定の用途以外の用途に利用することはありません。
(3) 提出された書類は、返却しません。
(4) 申込に係る経費は、参加者の負担とします。
(5) 提出された書類の内容に関して、確認又は問合せを行う場合があります。
(6) 提出された書類は富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）の対象となり、同条例の規定に基づいて個人情報、法人等情報など非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(7) この要項を配布してから選定結果を公表するまでの間、県や選定委員に対する営業活動等を禁止します。

14 床頭台等設置運営事業者の選定

「選定委員会」を設置したうえで次のとおり審査を行い、床頭台等設置運営事業者を選定します。

(1) 審査基準は次のとおりとします。

審査基準			主な審査の視点
企画提案内容	設置コンセプト	①全体のコンセプト	設置物件の機能・料金等と患者満足度とのバランス、施設との調和
		②障害者、車椅子利用者等への配慮	障害者、車椅子利用者等の利便性の確保
		③テレビ	画面の見やすさ、本体の操作性、リモコンの操作性・干渉の有無・収納
		④床頭台	安全性、移動性、転倒防止措置、耐久性、ＶＯＣ対策、足元灯の性能、提供できる色調の幅広さ
		⑤セーフティボックス	大きさ、防犯性、操作性、鍵紛失時の対応
		⑥冷蔵庫	操作性、運転音
		⑦洗濯・乾燥機	操作性、運転音
		⑧プリペイドカード・システム（販売機・精算機）	操作性、汎用性（カードが利用できる物件の範囲）
		⑨利用料金	設定価格の適切性
		⑩附帯サービス（自由提案）	患者の利便性・アメニティの向上
	業務の実施体制	①保守管理体制	清掃・保守点検の状況、故障時の対応
		②苦情・問合せ対応	即応体制
		③収支見込み	資金調達の確実性、積算の具体性
		④事業開始までの全体スケジュール	計画の実現可能性
	納付金	①提案に係る納付金	納付金割合の適切性
業務概要等	他施設での設置運営実績	①他の施設での設置運営実績	他施設での安定的な運営実績の有無
	経営実績等	①財務状況その他経営の状況	経営の健全性

(2) 審査は、令和８年 12 月中旬に書面審査を行います（書面審査の前に提案の内容について個別にヒアリングを実施する場合があります）。

(3) 書類の内容等を総合的に評価し、最も評価の高かった者を床頭台等設置運営事業

者として選定します。

15　選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果は、参加者全員に対し、書面により通知します（令和８年 12 月中予定)。また、選考結果に対する異議申し立てはできないものとします。

(2) 床頭台等設置運営事業者として選定された者(以下「最優秀提案者」といいます。)の氏名（名称）及び住所は、県のホームページで公表します。

16　選定後の手続

(1) 最優秀提案者は、富山県税の納税証明書（該当するすべての税目に未納がないことの証明)(過去３年分)を、15 の結果通知後、２週間以内に県へ提出してください。

(2) 床頭台等を設置するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第７項の規定による行政財産目的外使用許可を受ける必要がありますので、別途県の定めるところにより、申請書を提出してください。

(3) 最優秀提案者とは、別途、床頭台等設置運営事業に関する契約を締結します。

(4) 選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、床頭台等設置運営事業者への選定を取り消すことがあります。

ア　選定後に生じた事情の変動等により、企画提案をした内容での床頭台等の設置及び運営ができないと認められるとき。

イ　ＮＨＫの受信料の不払い、著しく社会的信用を損なう行為等により、床頭台等設置運営事業者としてふさわしくないと認められるとき。

17　問合せ先

富山県厚生部障害福祉課管理係
担当者：寺松
TEL：076-444-3211（直通）
FAX：076-444-3494
E-mail: ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp